

01

入院に関する給付金のお支払い

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、所定の入院日数を満たす入院をしたときにお支払いします。

入院一時  
給付金

**1日以上**の入院をしたとき一時金をお支払い

1回の入院につき：入院一時給付金額

通算支払限度：100回

※所定の生活習慣病の治療を目的とした入院は無制限

長期入院  
給付金

1回の入院日数が  
**30日を超えるとき、31日目**以降の入院について  
入院日数分をお支払い

1回の入院につき：長期入院給付金日額 × (入院日数 - 30日)

1回の入院の支払限度：90日

通算支払限度：1,000日

※所定の生活習慣病の治療を目的とした入院は1回の入院、通算ともに無制限

1回の入院については7～8ページをご参照ください

Q 1日入院や日帰り入院とは何ですか？

A 入院基本料などの支払いが必要となる入院日と退院日が同一である入院のことをいいます。医療機関での取扱いが、「入院」となっているか「外来」となっているか、領収書などをご確認ください。

Q 1泊2日の人間ドックを受けました。入院に関する給付金は支払われますか？

A 治療を目的とする入院ではありませんので、入院に関する給付金はお支払いできません。



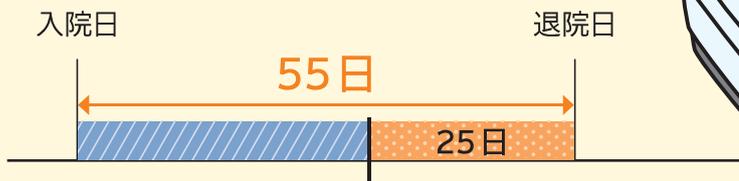
- 診療明細書の入院料に算定される短期滞在手術等基本料1は、約款所定の「入院」に該当しないため、入院に関する給付金はお支払いできません。
- 睡眠時無呼吸症候群の検査入院で睡眠時無呼吸症候群と診断されなかった場合などについては、治療を直接の目的とする入院には該当しないため、入院に関する給付金はお支払いできません。
- 責任開始日からその日を含めて14日以内に発病した所定の感染症(14日不担保対象感染症)を直接の原因として入院した場合、入院に関する給付金はお支払いできません。所定の感染症については、弊社ホームページにてご確認ください。

**Q** 脳出血で55日の入院をしました。いくら支払われますか？

**A**

入院一時給付金 1 回、長期入院給付金 25 日分をお支払いします。

【例】医療保険  
入院一時給付金額：15万円  
長期入院給付金日額：1万円 の場合



入院一時給付金：15万円

長期入院給付金：25万円

※長期入院給付金日額 × (55日 - 30日)

**Q** 交通事故で130日の入院をしました。いくら支払われますか？

**A**

入院一時給付金 1 回、長期入院給付金 90 日分をお支払いします。

【例】医療保険  
入院一時給付金額：15万円  
長期入院給付金日額：1万円 の場合



入院一時給付金：15万円

長期入院給付金：90万円

※長期入院給付金日額 × 90日  
長期入院給付金の1回の入院の支払限度が90日のため、90日分をお支払いします

入院の原因が同一か否かに関わらず、退院日の翌日から**60日以内**に開始した入院を「1回の入院」とみなします。

入院一時給付金と長期入院給付金では、取扱いが異なります。

### 入院一時給付金の場合

入院一時給付金が支払われた入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院は、別の入院とみなします。

### 長期入院給付金の場合

直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院は、別の入院とみなします。

※「1回の入院」の支払限度は90日です。

#### 【例】医療保険

入院一時給付金額：15万円 長期入院給付金日額：1万円 の場合

#### 1回の入院とみなす場合 (入院の間が60日以内)



入院一時給付金：15万円

0円 ※①とは1回の入院とみなすため①にて支払済

長期入院給付金：10万円

※長期入院日額×  
(40日-30日)

15万円

※長期入院日額×15日  
※1回の入院としてみなす①の入院と日数が通算される

#### 別の入院とみなす場合 (入院の間が60日を超えている)



入院一時給付金：15万円

15万円 ※①とは別の入院とみなすため支払

長期入院給付金：10万円

※長期入院日額×  
(40日-30日)

0円

※①とは別の入院とみなしますが②は31日に達していないためお支払いできません

#### 1回目の入院の後 60日以内で入院を 繰り返した場合



入院一時給付金：15万円

0円 ※①とは1回の入院とみなすため①にて支払済

15万円 ※入院一時給付金をお支払いした①と別の入院とみなすため

長期入院給付金：10万円

※長期入院日額×  
(40日-30日)

15万円

※長期入院日額×15日

20万円

※長期入院日額×20日  
※直前の②の退院日から60日以内のため、1回の入院として①、②、③の入院日数が通算される



## 入院をした場合、毎回請求をしなくてははいけませんか？



お手数ですが、ご請求ください。

入院と入院の間隔などで、同じ日数の入院をした場合でも、請求の有無により給付金額に影響がある場合①、影響がない場合②があります。

【例】医療保険  
入院一時給付金額：15万円  
長期入院給付金日額：1万円 の場合



入院一時給付金：15万円

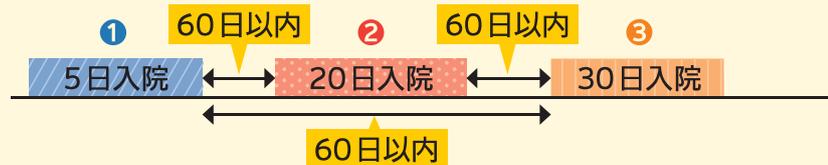
0円 ※①とは1回の入院とみなすため①にて支払済

長期入院給付金：0円

※入院日数が31日に達していないためお支払いできません

0円 ※①と1回の入院とみなしますが、通算の入院日数が25日で、31日に達していないためお支払いできません

### ① ③回目の入院に関する給付金額に影響がある入院の一例



入院一時給付金：15万円

0円  
※①にて支払済

長期入院給付金：0円

※入院日数が31日に達していないためお支払いできません

0円  
※①と1回の入院とみなしますが、通算入院日数が25日で、31日に達していないためお支払いできません

0円  
※①にて支払済

25万円

※①、②と1回の入院とみなすため、通算の入院日数が55日となり、55日-30日=25日分のお支払いとなります

②の請求がなかった場合は、長期入院給付金は35日-30日=5日分のお支払いとなります

### ② ③回目の入院に関する給付金額に影響がない入院の一例



入院一時給付金：15万円

0円  
※①にて支払済

長期入院給付金：0円

※入院日数が31日に達していないためお支払いできません

0円  
※①と1回の入院とみなしますが、通算入院日数が25日で、31日に達していないためお支払いできません

15万円

※入院一時給付金をお支払いした①と別の入院とみなすため

0円

※②とは別の入院とみなしますが入院日数が31日に達していないためお支払いできません

②の請求がなくても③の給付金額に影響はありません